

令和7年 9月 1日

職員の懲戒処分について

公益財団法人埼玉県下水道公社就業規程の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 事件の概要

当該職員は、職場の親睦会の幹事長を務めていたが、令和6年5月から同年8月までの間に複数回にわたり親睦会費を私的に流用し、親睦会に297,861円の被害を与えた。なお、被害額は既に返済している。

2 処分内容等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 対象職員 | 担当部長 51歳 男性 |
| (2) 処分内容 | 停職2か月 |
| (3) 処分年月日 | 令和7年9月1日 |
| (4) 処分理由 | 当該職員の行為は、公社の不名誉となる行為であり、公社の信用を傷つけ損害を及ぼすものと認められるので、処分するものである。 |